

## 確定申告の作成は「確定申告書等作成コーナー」が便利

申告受付会場は、大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。自宅での確定申告書作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用し、マイナンバーカード方式またはID・パスワード方式によりe-Taxで申告書を提出すると便利です。

### ① 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

### ② 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書を作成できます。

### ③ 申告書を提出

- ▽ e-Taxで送信
  - e-Taxで送信するためには、事前に準備が必要です。
- ▽ 印刷して提出
  - 郵送などで、税務署に提出します。
  - ※ 申告期間中であれば役場税務課窓口へ提出することができます。

### スマートフォンでも確定申告書の作成ができます

令和2年1月から、2カ所以上の給与所得がある方、公的年金収入やその他雑所得がある方など、スマートフォン専用画面で申告できる方の範囲が広がりました。

### QRコード



スマートフォン専用画面はこちらから

### ▽ マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとICカードリーダライタまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンがあればe-Taxで送信できます。

### ▽ ID・パスワード方式

税務署に申告する本人が顔写真付きの本人確認書類を持参し、IDとパスワードを受け取ればe-Taxで送信できます。

## 保育園入園案内(5月入園分)

5月分の保育園入園受け付けを行います。入園希望の方は入所申込書などを提出してください。

### ■対象児童

阿久比町に住所を有し、保護者が次の理由のいずれかに該当するため、家庭保育ができない児童

### ■入園基準

- ① 常勤、非常勤または農業など家庭外の仕事をしている。(月60時間以上従事していること。そのほかの条件あり)
  - ② 自営、内職など家庭内の仕事をしている。(月60時間以上従事していること。内職は年少クラス以上のみ。そのほかの条件あり)
  - ③ 母親の出産など。
  - ④ 病気または心身に障がいがある。
  - ⑤ 長期にわたり病気や心身に障がいのある親族(同居)の介護に当たっている。
  - ⑥ 火災または災害の復旧に当たっている。
  - ⑦ 学校または資格取得のために就学する。
  - ⑧ 育児休業中である。(年少クラス以上のみ)
  - ⑨ 求職活動中である。(年少クラス以上、またはひとり親家庭)
- ※ 就労を理由とする0歳～1歳児クラスの入園は、保護者が各自で社会保険に加入している必要があります。(自営・農業については別条件)
- ※ 就業日数や時間数などの詳しい入所基準は、保育所等入所申込書と一緒に配布する入所申し込み案内で確認してください。

### ■申し込み方法

子育て支援課で配布する入所申込書に必要事項を記入し、必要書類と併せて提出して

ください。

### ■受付場所

子育て支援課(10番窓口)

※ 保育園では受け付けできません。

### ■受付期間

2月3日(月)～2月10日(月)の午前9時～午後5時(土曜日、日曜日を除く)

※ 上記期間後も受け付けますが、優先順位が下がります。

### ■入園の調整・決定

保育の必要性の高い児童から入園の調整を行います。入園の決定は入園希望月のおおむね1カ月前に実施する面接・健康診断などの結果を踏まえて行います。

### ■自由契約児

年少クラス以上については、自由契約児(入園基準に該当しない児童)の受け付けも行います。

※ 入所状況により第一希望園を案内できない場合があります。

### ■その他

▽ 入所申込書や必要書類に不備や不足がある場合、受け付けできません。

▽ 6月以降分の入園受け付けに関しては、毎月広報とホームページでお知らせする予定です。

▽ 4月分までの受け付けは随時行っています。入園希望月の前月10日(10日が休みの場合は直前の開庁日)までに必要書類を提出してください。

### ■申し込み・問い合わせ先

子育て支援課幼児保育係

☎(48)1111(内1123・1124)